

#### 【夏合宿 第四問】

Yらは、Aから金員を喝取しようとして共謀し、Aに対して繰り返し2時間にわたり暴行・脅迫を加えて金員を要求し同人を畏怖させていた(以下「第一暴行」とする)。そこへ行為のほとんど大部分かつ重要部分が終了していたものの、その全部が終了しないうちに、被告人Xが上記現場に行き合わせた。Xは日頃からAに馬鹿にされたり、小突かれたり、罵声を浴びせられる等の嫌がらせをされていたことからAを疎ましく思っていた。Aは大柄で若いのに対し、Xは小柄な50代であり、手足に障害があるため、普段はAに対して反撃をすることができなかったが、この機会を利用すればAを痛い目に合わせることができると考えた。そこで、Xはその状況を理解しながら、YらからAのもとへ金員を取りに行くように指示されたため承諾した。このときXはAに機会があれば積極的に暴行や脅迫を加えようと考えていた。その後、XはYらに同行し、M銀行の駐車場でAに対して約1時間の暴行を行い、畏怖させ、5万円を奪い取った(以下「第二暴行」とする)。この際、Xの暴行は傷害までには至らなかった。Aは恐喝の手段としての暴行により約3週間の安静加療を要する見込みの頭部外傷擦過打撲、両上肢・背部右肋骨・右肩甲部打撲擦過の傷害を負った。なお、以上の傷害の大部分はYらが行った第一暴行・第二暴行によるものである。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成24年11月6日第二小法廷決定